

1 . 各国の状況

(1) ドイツ

(2) フランス

(3) 英国

(4) 米国

①概要

②ニューヨーク州

③カリフォルニア州

④コロンビア特別区

(5) カナダ (ケベック州)

1. 各国の状況

(1) ドイツ

①概要

「ドイツ民法典（Bürgerliches Gesetzbuch、1896年公布、1900年施行）」第3編（物権法）第3章（所有権）第3節（動産所有権の取得及び喪失）第6款（遺失物）第965条乃至第984条は、我が国の「遺失物法」と類似するものとして位置付けられるものである。ドイツにおいては、同法に従って、各州及び特別市が遺失物取扱い業務を遂行している。

ベルリンでは、19世紀半ば、ベルリン警視総監指揮下に遺失物取扱いの体制が構築されたことを端緒として、第二次世界大戦以降、現在の遺失物取扱い制度が確立された。第二次世界大戦以前、遺失物の取扱いは警察の所管業務であったが、戦後、行政システムの変更、とくに警察権限を縮小していこうとする流れの中で、遺失物取扱い業務についても各地方自治体へ移管されたという経緯を辿った。

ベルリン市遺失物管理所入口



②拾得及び差出

「10ユーロ超の価額を有する遺失物の拾得者は、遺失物の取扱いを所管する地方自治体の担当事務所に差し出さなければならない」¹（1ユーロ≒140円）と規定されており、物件の価額によって取扱いが異なること、また、遺失物の取扱い業務を担当

¹ 民法第965条。

しているのは警察ではなく、地方自治体であるところに、我が国との相違点を見ることができ²。

民法の遺失物に関する規定の適用は、放置されている物件を手にとったところから生起する³。10 ユーロ以下の物件を発見した者には、3 つの選択肢（イ．自己のものとする、ロ．捨てる、ハ．放置する（見てみぬふりをする））がある。他方、明らかに 10 ユーロ超であると考えられる拾得物を私した者には横領罪（3 年以下の禁固刑）が適用されることになるが、「過去に同法が適用された事例はない」⁴。「物件の価額は拾得者自身によって判断される」⁵が、「判断に困るような場合には、曖昧に決断せず、遺失物管理所まで差し出し、職員による判断を仰ぐように広報を行っていきたいと考えている」⁶。しかしながら、ベルリン市遺失物管理所は、物件の価額を決定するための基本となる資料を整備していないことから、価額の判断は個々の職員に委ねられており、「理論上は、当番の職員によって価額の判断に相違が出る可能性がある（ただし、これまで特段の問題が発生したことはない）」⁷ということになる。確固たる所有権を獲得したいと考える拾得者は、拾得物の価額が 10 ユーロ以下の場合であっても差し出すことが望ましいが、「自治体の事務所までわざわざ差し出しに来る人は殆どいない」⁸のが実状である。

また、遺失届の提出については法的な根拠があるわけではなく、ベルリンでは、「遺失した事実を届け出る制度そのものが存在せず、遺失物管理所では便宜的に自転車用の遺失届を作成しているのみである」⁹。

ベルリン市で使用されている自転車用の遺失届

The image shows a form titled "Beschreibung für die Fahrradversicherung" (Description for bicycle insurance). It contains several sections with checkboxes and input fields:

- Hersteller/Modell:** Checkboxes for brands like Shimano, Decathlon, and others.
- Fahrradtyp:** Radio buttons for different types of bicycles (e.g., 24, 26, 28).
- Farbe des Rahmens:** Input field for the frame color.
- Fahrradnummer:** Input field for the bicycle number.
- Changefunktion:** Checkboxes for features like "nicht vorhanden", "Inbetriebnahme mit...", "Inbetriebnahme mit...".
- Bestige Merkmale:** Checkboxes for features like "Engschlitten", "E-Fahrrad", "Hilfsantrieb", etc.
- Anderer anerkennungsfähiger Kennzeichen:** Input field for other recognizable signs like license plates.
- Tag des Verlustes:** Input field for the date of loss.
- Ort des Verlustes:** Input field for the location of loss.

² 遺失物の差出先は、区役所等の「市民課」となっている。改正前の民法においては「警察署 (Polizeibehörde) (民法第 965 条)。

³ 放置物件を眺めているだけでは拾得者とならないため。

⁴ Manfred Schneider (ベルリン市遺失物管理所長: ベルリン市住宅課、社会福祉課勤務を経て現職)。

⁵ 同上。

⁶ 同上、現状は予算不足のため、広報活動は行っていない。

⁷ 同上。

⁸ 同上。

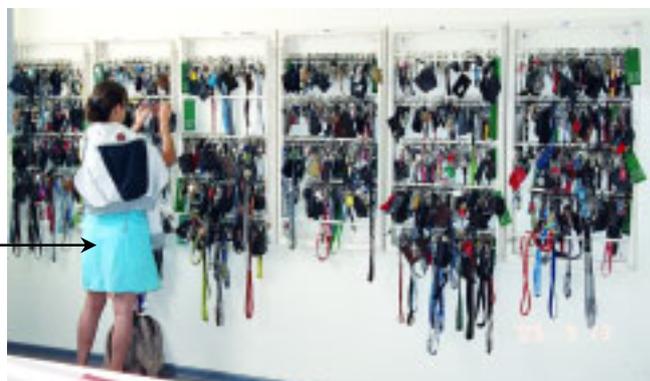
⁹ 同上。遺失者(拾得者)が届出のために遺失物管理所を訪問すると、遺失(拾得)の事実や時期・場所等を口述で職員に申し出ることになる。担当職員は、聞き書きで PC にデータを入力するとともに、データのプリントアウトしたものを遺失者(拾得者)に手交し、届出の事実記録とする。自転車の場合のみ、自転車用の遺失届に遺失者が必要事項を記入して提出する。

通帳やパスポート、クレジットカードといった、価額を評価できない物件については、可能な限り遺失者を探して返却する努力を行っている。また、これらの物件は手数料、報労金の対象とならない。ドイツにおける遺失物取扱いの基本的な思想は所有権にあり、したがって、通帳＝銀行、パスポート＝行政機関・自治体、クレジットカード＝カード会社が連絡先となる。また、拾得物は「拾得可能なこと」（手にとって拾得すること）が前提となるため、車輜（自転車を除く）は拾得物（遺失物）として認識されない。

データ入力状況



届けられた鍵



キーホルダーを探しに来た遺失者。身分証明書等によって身分確認がなされれば、物件の引渡しを受けることができる（真に本人のモノであるか否かの確認は行わない）。

③保管期間と所有権

拾得者は物件を保管する義務を有し¹⁰、10ユーロ以下の廉価な物件については、拾得時より起算して6ヶ月間、10ユーロ超の物件については差出後6ヶ月間経過後、拾得者が所有権を取得する¹¹。

¹⁰ 民法第966条。

¹¹ 民法第973条。

④施設における遺失物の取扱い

路上等で拾得された 10 ユーロ超の物件は、遺失物の取扱いを所管する地方自治体に差し出さなければならない。他方、ドイツ民法は、施設における遺失物の取扱いに関して、「官公庁、公共交通機関の建造物又は公共輸送機関の中で物件を拾得した者は、直ちに物件を当該官庁、交通機関又はその職員に差し出さなければならない」という規定を設けている¹²。この場合、拾得者の差出義務等を規定する同法第 965 条乃至第 967 条及び第 969 条乃至第 977 条の規定は適用されない。

例えば、ドイツ・バーン（Deutschen Bahn、旧ドイツ国有鉄道）は、ドイツ民法第 978 条に基づき、独自の遺失物取扱い業務を遂行している¹³。各駅に差し出された拾得物が 15 ユーロ以上の価額を有すると判断された場合、当該物件は、遺失者のために 4 週間保管される。4 週間経過後も遺失者が判明しない物件については、ヴッパータール（Wuppertal）遺失物管理所に移送され、売却される。

⑤報労金

「拾得者は受領権利者に対して報労金を請求することができる。報労金は、物件の価額が 500 ユーロ以下の場合には 5%、それを超える分については 3%、動物の場合には 3%」¹⁴と規定されている。すなわち、「価額が 500 ユーロ以上の場合、500 ユーロを超過した部分の 3%を 25 ユーロ（500 ユーロ×5%）に加算」¹⁵することされている。

報労金の授受はあくまで民事であることから、官公庁として積極的にこれらの手続に関わることはしていない。ただし、拾得者からの依頼がある場合に限り、遺失者から拾得者への報労金を預かり、拾得者へ手交することはある。遺失者は報労金の支払いを拒否する権利を有するとともに、拾得者は遺失者に対して報労金を直接請求する権利を有している。

なお、50 ユーロ以上の物件を官公庁又は公共交通機関で拾得した場合、報労金は上記の各々 2 分の 1 と規定されているため、物件の価額が 500 ユーロ以下の場合には 2.5%、500 ユーロを超える分については 1.5%となる¹⁶。

⑥手数料

手数料は、担当職員によって判断された物件の価額の 10%相当額としており、遺失者が物件の返還を受ける際に現金で納付する。手数料納付の際に発行された領収書が物件の引換証となる。手数料は遺失者に対して請求されるものであり、拾得者は善意の第三者として位置づけられるため、物件の所有権を取得し、これを引き取る際に

¹² 民法第 978 条第 1 項。

¹³ ドイツ・バーンホームページ（<http://www.bahn.de/>）。

¹⁴ 民法第 971 条第 1 項。

¹⁵ Manfred Schneider（ベルリン市遺失物管理所長）。

¹⁶ 民法第 978 条第 2 項。

手数料の支払は必要とされない。支払われた手数料は競売の売上等とともに市の財源に繰り入れられる。ただし、「価額の設定を行い得ないもの（例えば、パスポートやクレジットカード等）については、手数料の徴収は行わない」¹⁷。

⑦売却・廃棄

「官公庁または公共交通機関は、引き渡された物件を競売に付することができる。国、連邦州及び市町村の官公庁及び公共交通機関は、その職員に競売を行わせることができる」¹⁸と規定されている。また、「民法第 980 条及び第 981 条に規定する公告は、連邦の官庁又は施設の場合は所轄の連邦大臣が、その他の場合は連邦州の中央官庁が制定した規則に従って実施される」¹⁹とあるが、ベルリン市においては、「特段の規則は制定されていない」²⁰。

また、滅失・毀損のおそれのある物件又は保管に不相当な費用を伴う物件は競売によって売却され、売却代金は物件に代わるものとして保管される²¹。ただし、食料品等の腐敗しやすいものについては、遺失物管理所の判断で廃棄処分としているため、競売の対象とはならない。

競売の公告



⑧動物の取扱い

ドイツ民法第 971 条第 1 項は、動物に関する報労金についても規定しているが、同法第 90a 条は「動物は物ではない」と定義しており、ベルリン市遺失物管理所では動物は取り扱っていない。

なお、ベルリン市内の動物保護施設「ティアハイム・ベルリン (Tierheim Berlin)」が、逸走した犬や迷い犬等の保護活動を担っている²²。ティアハイム・ベルリンは、ベルリン市の公共施設ではなく、個人及び団体からの寄付等によって運営されているベルリン市唯一の動物保護施設である²³。

¹⁷ Manfred Schneider (ベルリン市遺失物管理所長)。

¹⁸ 民法第 979 条。

¹⁹ 民法第 982 条。

²⁰ Manfred Schneider (ベルリン市遺失物管理所長)。

²¹ 民法第 966 条第 2 項。

²² Manfred Schneider (ベルリン市遺失物管理所長)。

²³ ティアハイム・ベルリンホームページ (http://www.tierschutz-berlin.de/)。

(2) フランス

①概要

フランスにおいては、国家レベルの遺失物関連法として、「民法典 (Code Civil、1804年編纂)」第 711 条乃至第 717 条及び第 2279 条乃至第 2280 条が存在する。ただし、民法では、遺失物に関する権利については特別法規によって定めると規定している²⁴。

中世フランスにおいて、遺失物の所有権は王侯貴族あるいは裁判権を有する領主に帰属していたが、パリにおける遺失物の取扱いについて、1804 年、パリ警視庁警視総監デュボワがパリ市内の各警察署に対して拾得物を警視庁内へ移送するよう命令した。「1830 年 5 月 23 日の王令」により、拾得物は国有財産管理部²⁵に引き渡されることが定められたが、1893 年には、警視総監ルイ・レピヌが遺失物及び拾得物を取扱う専門の組織を編成し、取扱業務を一元化させた。なお、現在のパリ警視庁遺失物課がパリ市第 15 区モリヨン通り 36 番地に設置されたのは、1939 年のことである。

1969 年に制定された「1969 年 6 月 23 日付県知事オールドナンス」は、遺失物課の遺失物取扱い業務を規定するものであったが、「パリ警視庁遺失物課の組織態様に関するアレテ (パリ警視総監アレテ) 第 00-11481 号 (2000 年 9 月 4 日)」によって改定され、今日に至っている。

パリ警視庁管内の遺失物に関する規定

- ・「パリ警視庁遺失物課の組織態様に関するアレテ (パリ警視総監アレテ) 第 00-11481 号」
(2000 年 9 月 4 日)
- ・「パリ警視総監アレテ第 00-11481 号を改正するアレテ第 01-17172 号」(2001 年 12 月 19 日)
- ・「遺失物保管料金を定めるアレテ第 2004-18253 号」(2004 年 12 月 17 日)

パリ警視庁遺失物課入口



²⁴ 民法第 717 条。

²⁵ 国有財産管理部は、現在では、財務省管轄下におかれている。

②拾得及び差出

パリ警視總監アレテは、「パリ市内の公道、公共交通機関車輦内、公的な場所又は私的建造物の誰もが立ち入り可能な付属建造物において物品を拾得した者は、24 時間以内に警察署又はパリ 15 区モリヨン通り 36 番地所在の警視庁遺失物課まで、その物品を差し出さなければならない」と規定している²⁶。ただし、同アレテはフランス国有鉄道（Société Nationale des Chemins de Fer Français : SNCF）には適用されない²⁷。拾得者による差出は原則として「義務」であるが、「フランスには『見られなかったらどうしてもよい』との諺があり、習慣的には、よほどのことがない限り、届け出ようとする市民は一部の者に限られる」²⁸。差出を怠った場合、理論上は刑法の横領罪が適用されることになるが、前述の社会状況（慣習）もあり、現実に適用を受けたケースは無い。差出を受けた警察署では、拾得者に対して受領証を発行し、拾得者の将来的な権利を担保している。

③施設における遺失物の取扱い

施設²⁹における遺失物の取扱いについては、複数の規定がある（8 頁の表参照）。商店、喫茶店、劇場等においては、拾得者は拾得した場所の施設管理者又は資格を有する係員へ拾得物を差し出す。この場合の「有資格職員」とは、「一定の社会常識・ルールに則って対応ができる者」の意であり、「特別な国家資格等が存在するわけではない」³⁰。各施設は、遺失物が発生した事実を警察に届け出るとともに、物件を差し出す。

また、前述のとおり、フランス国有鉄道における拾得物については、そもそもパリ警視總監アレテの対象外となっている。

鉄道会社から差し出された拾得物
規定の封筒に密封して移送される



²⁶ パリ警視總監アレテ第 00-11481 号第 1 条。

²⁷ パリ警視總監アレテ第 00-11481 号第 2 条。

²⁸ Jean-Michel Ingrandt（遺失物取扱・駐車違反車輛収容所長）。

²⁹ 施設とは、商店、喫茶店、公園、劇場、従業員 50 名以上の小売店、空港、タクシー、パリ交通公団（RATP）等をいう。

³⁰ Jean-Michel Ingrandt（遺失物取扱・駐車違反車輛収容所長）。

施設内拾得に関する規定

パリ警視総監アレテに規定される施設	遺失物の取扱方法
パリ交通公団 (Régie Autonome des Transports Parisiens : RATP)	<ul style="list-style-type: none"> ・ RATP の鉄道・道路交通網で拾得したものを、拾得者は、同交通公団の有資格職員に差し出すことができる ・ 拾得物の受付、集約、移送、返還は、警視総監承認特別規則が定める条件の下で実施される ・ RATP の担当部署において返還が行われなかった遺失物は 24 時間以内に警視庁遺失物課に移送される (パリ警視総監アレテ第 00-11481 号第 13 条)
空港	<ul style="list-style-type: none"> ・ パリの各空港で拾得したものを、拾得者は、同施設の有資格職員に差し出すことができる ・ 拾得物の受付、集約、移送、返還は、警視総監承認の規則が定める条件の下で実施される ・ 返還が行われなかった遺失物は 15 日以内に警視庁遺失物課に移送される (パリ警視総監アレテ第 00-11481 号第 14 条)
タクシー・ハイヤー会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転手は、各乗車業務終了後、遺失物搜索のための車内点検を行わなければならない ・ その場で返還が行われなかった遺失物は 24 時間以内に警視庁遺失物課又は所管の警察署に届け出る ・ 運行路線事務所又はハイヤーの車庫で拾得された遺失物については、管理者、タクシー乗り場又は車庫の責任者が上記条項で定めた義務に従う ・ タクシー・ハイヤー会社は、警視総監承認特別規則の下で、自社業務に由来する遺失物の返還を図るか、又は物件を警視庁遺失物課に引き渡すか、いずれかを選択することができる (パリ警視総監アレテ第 00-11481 号第 15 条)
商店、喫茶店、展覧会場、公園等、公衆が出入りできる施設構内	<ul style="list-style-type: none"> ・ パリ警視庁アレテ第 00-11481 号第 1 条に基づいて、拾得者名義で遺失物の差出が行われることを条件に、拾得者は遺失物を施設管理者又は有資格係員に引き渡すことができる (パリ警視総監アレテ第 00-11481 号第 16 条)
販売担当従業員 50 名以上を有する小売店、劇場、映画館、コンサートホール、キャバレー、サーカス劇場、ミュージックホール等 (ただし、露天の施設は除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警視庁遺失物課承認の報告書に遺失物目録を作成し、拾得者立会いの下で拾得場所及び日時を記入する ・ 遺失物は、24 時間以内に警察署に、あるいは、5 日以内に警視庁遺失物課に届け出る ・ 遺失物課は各遺失物について差出の受領証を作成する ・ 遺失物報告書は、確認のため、警察各部署からの請求があれば提示できるよう、保管しなければならない ・ 当該施設内で拾得された遺失物が警視庁遺失物課の管理下に置かれることについて常時掲示し、一般への通告を行う ・ 遺失物の保管を許される 5 日間、返還請求者への返還は義務付けられているものではないが、報告書記載を条件に、返還請求に対して責任者が当該物件の返還を実施することは可能である (パリ警視総監アレテ第 00-11481 号第 17 条及び第 18 条)

④保管期間と所有権

物件の価額に応じて保管期間（遺失者の権利主張期間）が異なる規定となっている。具体的には、50 ユーロ未満の物件については3ヶ月、50 ユーロ以上の物件については12ヶ月である。このように、物件の価額に応じた保管期間が設けられている点は、我が国の制度には見られない特徴である。

価額の決定はパリ警視庁遺失物課の職員によって行われる。「担当者によって価額決定が均一でない可能性はあり得るが、一定の基準を共有するようにしている。例えば、携帯電話の差出を受けた場合、カメラ付であれば50 ユーロ以上、カメラが付いていなければ50 ユーロ未満で統一している。また、物件に対する遺失者個人の思い入れは価額換算できないことから考慮していない」³¹。また、高価な拾得物の大半が宝飾品であることから、「週1回、宝石鑑定人を招致し、価額判断を依頼している」³²。

遺失者の権利主張期間経過後、50 ユーロ未満の物件であれば1ヶ月間、50 ユーロ以上の物件は6ヶ月間、拾得者の権利主張期間が設定されている。同期間内に、拾得者が所有権を主張した場合、まず、物件の使用権を獲得する。当該期間内に拾得者が権利主張を行わなかった場合、使用権は国有財産管理部に移管される。拾得者又は国有財産管理部が使用権を獲得した後、3年以内に遺失者が権利主張を行った場合、拾得者又は国有財産管理部は、当該物件を遺失者に返還しなければならない。また、当該物件を競売等の方法で売却している場合には、その売却益と同額を遺失者に支払わなければならない。すなわち、拾得者又は国有財産管理部に所有権が移転するのは、拾得者又は国有財産管理部が使用権を獲得してから3年経過後ということになる。なお、遺失者が遺失物の返還を受ける際には、手数料を支払う必要があるが、ドイツと同様、拾得者は手数料の支払いの必要はない。遺失者が手数料の支払いを拒否した場合においても、法定期間中は物件を保管しているが、この場合は、保管期間（3ヶ月又は12ヶ月）経過の時点で、遺失者は所有権を放棄したものとみなされる。

⑤遺失者の捜索及び物件の返還

パリ警視庁遺失物課では、3名のスタッフで構成される調査チームを編成し、遺失物の返還率を向上させる努力を行っている。例えば、クレジットカードについては、カード会社へ連絡し、また、携帯電話は内蔵のICチップ番号を携帯電話会社に通報する。これらの企業とは、日常より密接に連携しあい、友好的協力関係を構築している。これらのケースの場合、遺失者への連絡はあくまで企業より行われるものであり、遺失物課から直接名義人にコンタクトすることはない。

³¹ Jean-Michel Ingrandt（遺失物取扱・駐車違反車輛収容所長）。

³² 同上。

調査チームスタッフ



警察署長又は駅長等に差し出された拾得物は、1週間以内にパリ警視庁遺失物課に移送されるが、運用上、移送前であれば、各署長・駅長の判断によって遺失者に返還される場合もある。

各警察署における返還業務は、「150 ユーロ以下の物件は担当警視の責任において直接返還できる」³³との規定に従って遂行されている。また、各駅等に差出のあった拾得物は、価額の如何を問わず1週間以内に遺失物課に移送されることになっているが、実際には、「いずれの場合も、明らかに遺失者本人であることが確認できれば、当該物件の価額にかかわらず、返還がなされている」³⁴。

³³ パリ警視総監アレ第 00-11481 号を改正するアレ第 01-17172 号第 1 条。

³⁴ Jean-Michel Ingrandt (遺失物取扱・駐車違反車輛収容所長)。

遺失者に送付される文書



PREFECTURE DE POLICE

DIRECTION DES TRANSPORTS ET DE LA PROTECTION DU PUBLIC
SOUS-DIRECTION DU COMMERCE ET DES TRANSPORTS
BUREAU DES OBJETS TROUVES ET DES FOURRIERES

REF : V2004004240

Objets trouvés :

PORTEFEUILLE
PC CB

Monsieur,

J'ai le plaisir de vous informer que les objets référencés ci-dessus et paraissant vous appartenir, ont été déposés le 12/10/2004 au Service des Objets Trouvés.

Vous disposez d'un **déla**i de **1 an**, à compter de la date de dépôt, pour les retirer, en vous présentant à l'adresse et aux heures indiquées ci-dessous. Vous voudrez bien, lors de votre passage, vous munir de **la présente lettre et d'une pièce d'identité** ou de la déclaration de perte de celle-ci.

Si vous ne pouvez vous déplacer, vous avez la possibilité d'autoriser une personne de votre choix, munie d'une pièce d'identité, à opérer ce retrait. Vous voudrez bien lui remettre, en plus des documents précités, une procuration sur papier libre, accompagnée de la photocopie de votre pièce d'identité.

Un droit de garde d'un montant de **5 Euros** sera perçu au moment du retrait.

Si ces objets ne sont pas retirés dans le délai prescrit, il en sera disposé conformément à la réglementation en vigueur.

Je vous prie d'agréer, Monsieur, l'assurance de ma considération distinguée.

Le Chef du Bureau des Objets Trouvés
et des Fourrières
Jean-Michel INGRANDT

警視庁
運輸・公衆保護局
商務・運輸課
遺失物取扱・駐車違反車両収容所

参照記号 : V2004004240

拾得物 : 財布

PC CB

拝啓

上記参照記号扱いの貴方のもと思われる拾得物が 2004 年 10 月 12 日、当遺失物課に届けられましたので、お知らせします。

上記差出日より 1 年以内に、遺失者本人が、規定時間内に下記住所にて該当する拾得物をお引き取り下さい。その際、本状および身分証明書または身分証明書遺失届が必要です。

遺失者本人による受け取りが可能でない場合は、代理人を立てることができます。代理人による引き取りには、代理人の身分証明書が必要です。また、前述の書類に加えて、印紙貼付不要の委任状と貴方の身分証明書のコピーも必要となります。

上記物品引き取りの際には、保管料 5 ユーロが徴収されます。

当該物品が上記期限内に引き取られない場合には、その拾得物は現行法規に従って処分されます。

敬具

遺失物取扱・駐車違反車両収容所長
ジャン＝ミシェル・アングラン

⑥報労金

「報労金の規定は無く、あくまで、当事者間の民事の問題として処理される。遺失物課では個人情報の保護に細心の注意を払っており、双方の住所・氏名等の情報を教えることはできないが、礼状等を預かって拾得者へ届けることはある」³⁵。

⑦手数料

すべての遺失物に係る保管手数料を 5.10 ユーロと定める。物件の価額が 762 ユーロを超えるものについては、3%の従価手数料を徴収する³⁶。すなわち、762 ユーロを超過する金額又は評価額部分に 3%を乗じた金額が、5.10 ユーロの固定手数料に加えて徴収されることを意味する³⁷。「手数料の納付は現金または小切手とし、クレジットカードは使用できない」³⁸。

遺失者は、遺失物を引き取る際に、身分証明書に手数料を添えて申請を行う。

⑧売却・廃棄

保存不可能な物件、商品価値のない又はほとんどない物件については、保管期間中であっても廃棄される³⁹。なお、権利主張が行われないうまま保管期間を経過した物件は、国有財産管理部に移送し、競売によって売却する（身分証明書、個人情報が記載された書類、壊れた鍵等を除く）⁴⁰。その売却益は国庫収入⁴¹となる。

⑨動物の取扱い

パリ警視総監アレテにおいては、遺失物としての動物の取扱いに関する記述は存在しない。また、パリ警視庁遺失物課では、動物を取り扱っていない。

³⁵ Jean-Michel Ingrandt (遺失物取扱・駐車違反車輛収容所長)。

³⁶ 遺失物保管料金を定めるアレテ第 2004-18253 号第 1 条。

³⁷ 同上。

³⁸ Jean-Michel Ingrandt (遺失物取扱・駐車違反車輛収容所長)。

³⁹ パリ警視総監アレテ第 00-11481 号第 5 条。

⁴⁰ Jean-Michel Ingrandt (遺失物取扱・駐車違反車輛収容所長)。

⁴¹ ただし、保管期間経過後（国有財産管理部が使用権を獲得後）に売却した物件でも、3 年以内に遺失者からの返還請求があった場合は、当該物件の売却益と同額を遺失者に支払わなければならない。

(3) 英国

①概要

「英国」は、イングランドがウェールズ、スコットランド、北アイルランドの3地方を併合することによって成立した連合王国である⁴²。近年、各地方間における立法権限の一部委譲等が進められつつあり、委譲された権限の内容及び程度は各地方によって異なるものの、各地方が別個の法体系を有している。

英国、とくにイングランド及びウェールズにおいては、伝統的に慣習法が根付いている。初期のコモン・ロー原則は、その多くが慣習法であり、判例法もそれに依拠しつつ形成されてきたものである。英国、とくにイングランド及びウェールズの法は、中世以来、慣習法を基礎とした判例法によって形成されており、大陸法における民法典に相応するような法典や制定法は認められない。ただし、不文法である判例法の明確化が制定法によって行われ、個々の立法が判例法の変更をもたらす得る。もっとも、その場合も、個々の制定法の背後にあるのは判例法体系であり、イングランドの伝統によれば、判例法を制定法が補完する関係にあると言える。

遺失物関連法規については、国家レベルの法律として「警察（財産）法（Police (Property) Act）」がまず挙げられるが、同法は警察の保管下におかれるに至った物件に関する法律であり、「警察（財産）法は、犯罪捜査の対象であった物件が捜査後に警察の保管下におかれた場合を規定する法律であり、必ずしも公道における遺失物及び拾得物に関するものではない」⁴³。

また、英国の法制度によれば、遺失物を巡る権利義務に関する法的根拠を判例法に求めるべきであるが、宝石類等、高価な物件を巡る裁判事例は稀に存在するものの、この種の裁判は、判例法形成権限を有しない県裁判所（County Court）において行われるため、判決及び判決内容が先例拘束性を有する判例法として後世に残されることはない。このように、英国においては、一般的な遺失物取扱い業務を規定する法律は存在せず、あくまで運用のためのガイドラインが存在するにすぎない。

英国の首都ロンドンを擁するイングランド地方においては、各州警察が遺失物取扱い業務を遂行している。ロンドンでは、ロンドン警視庁の管轄下において各区の警察署（Borough Police）が遺失物を取り扱っている⁴⁴。

ロンドン警視庁管内の公道における遺失物について、ロンドン警視庁は、「拾得者は、遺失物を拾得したときはいつでも、当該物件の遺失者を特定するための適切な手段を講じなければならない」としている⁴⁵。また、拾得者が講じるべき「適切な手段」

⁴² 英国の正式名称：「グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国（United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland）」。

⁴³ Anne Bellamy（バーネット警察広報コーディネーター）。

⁴⁴ シェイク・オブ・ウェストミンスター、31 自治区及びヒースロー空港に設置された 33 の地方警察（正式名称：「自治区作戦指揮部隊（Borough Operational Command Units: BOCUs）」）が警察業務を遂行している。

⁴⁵ Anne Bellamy（バーネット警察広報コーディネーター）。

について、「物件を公道又は公共の場所で拾得した場合に、物件を警察に差し出すという行為は、拾得者が遺失者を発見するための適切な手段を講じた」と立証する有力な証拠となり得る」⁴⁶。

これを怠ると、「1968年窃盗法 (Theft Act 1968)」によって「拾得物横領 (Theft by finding)」の罪に問われる可能性がある。しかしながら、「適切な手段」についての定義はなされておらず、同法に違反したか否かの裁定については裁判所の判断に委ねられ、その判決は、拾得時の状況、物件の種類及び価額、さらには、現実的に見て、拾得者が遺失者を追跡することが可能であったかという点に基づいて下される。ただし、前述のとおり、裁判所の判断が記録に残ることはなく、また、遺失物を巡る裁判事例そのものが限られていることから、事実上、「拾得者が拾得物を警察に差し出さないことによって罪に問われることはない」⁴⁷。

②拾得及び差出

拾得者による拾得物の差出については、「物件の拾得者は、以下の項目に該当する場合は物件を警察署に差し出さなければならないが、それ以外は、拾得者自身で保管するよう奨励される」⁴⁸という点が、遺失者等に返還できない拾得物は全て警察に差し出さなければならないとしている我が国の法制度と大きく異なる点であろう。

拾得者が拾得物を警察に差し出さなければならない場合⁴⁹

- ・ 拾得者が警官もしくは勤務中の一般職員である
- ・ 拾得者が18歳未満である
- ・ 拾得物が警察の建造物もしくは警察車両で拾得された
- ・ 拾得物が犯罪に使用された可能性があると思われる
- ・ 拾得物の機密性が高い
- ・ 拾得物が危険物である（武器、弾薬、爆発物等）
- ・ 拾得物の価額が50ポンド以上である
- ・ 拾得物に遺失者の手がかりが示されている
- ・ 拾得物が小切手、クレジットカード、質札、文書である
- ・ 拾得物が電子記憶媒体である
- ・ 拾得物が所有を禁じられているものである（薬物等）

⁴⁶ Anne Bellamy (バーネット警察広報コーディネーター)。

⁴⁷ 同上。

⁴⁸ バーネット警察ホームページ (http://www.met.police.uk/barnet/calling_in.htm)。

⁴⁹ このルールに法的拘束力はなく、無視したことに対する罰則はない。

他方、ロンドン・タクシー（通称：ブラック・キャブ）の運転手は、「24時間以内に車内の遺失物をロンドン警視庁管内の警察署まで差し出さなければならない」と規定されている⁵⁰。ロンドン・タクシー内で拾得されたものに対する取扱責任は、2000年7月にロンドン警視庁警視総監からロンドン交通局（Transport for London: TfL）へ移管したが、運用上、ロンドン警視庁は、現在でも、ロンドン・タクシー内の遺失物を受領し、記録する義務を負っている。

ただし、タクシー運転手から警察に差し出された物件は、TfLに移送され、保管及び返還業務はTfLが遂行している。移送前に遺失者が警察署に出頭した場合には、警察が物件を直接遺失者に返還することも可能である。

③保管期間と所有権

ロンドン警視庁管内の警察署は、差出から6週間（うち、遺失者の権利主張期間は4週間）、物件を保管する⁵¹。差出から4週間経過後、2週間のうちに拾得者が権利主張を行えば、物件の所有権は拾得者に帰属する。原則として、6週間の保管期間を経過した物件は、競売によって売却されるか、廃棄される。しかしながら、所定期間に権利主張を行わない拾得者も多いため、運用上、1年間の保管期間を経て物件を処分している⁵²。

バーネット警察ホームページに掲載されている 拾得者に対する注意事項⁵³

あなたが拾得物を警察に差し出した場合、氏名及び住所を尋ねられ、受領証が交付されます。これは、誰かが当該物件の所有権を主張した場合にあなたに連絡できるようにするためです。

28日以内に所有者が現れなかった場合、当該物件に対する所有権はあなたに帰属します（所有権を取得することが可能な物件の場合、あなたが物件を差し出した際にその旨通知されます）。

物件の所有権を取得するためには、午前8時から午後4時までの間に、受領証を持って警察署に出頭してください。

※拾得者の権利主張期間（2週間）についてはとくに言及されていない。

⁵⁰ 1934年ロンドン・タクシー令。

⁵¹ Anne Bellamy（バーネット警察広報チームリーダー）。

⁵² 同上。

⁵³ バーネット警察ホームページ（http://www.met.police.uk/barnet/calling_in.htm）。

④施設における遺失物の取扱い

ロンドン警視庁管内の各区警察は、路上等における遺失物について取り扱っており、私有建造物内における遺失物については関与しない。私有建造物内における遺失物については、土地又は建造物の所有者が取り扱う。これは、独自の遺失物取扱手順を定めている国有又は私有の交通機関においても同様である。

例えば、バーネット警察では、

- ・ロンドン地下鉄 (London Underground)
- ・ロンドン・バス (London Buses)
- ・ロンドン・タクシー (London Taxis)
- ・ドックランズ・ライト鉄道 (Docklands Light Railway)
- ・ヴィクトリア・コーチ・ステーション (Victoria Coach Station)

における遺失物については、TfL が取り扱っていることをホームページ上で明記している⁵⁴。上記案内にロンドン・タクシーが含まれているのは、前述のとおり、ロンドン・タクシー内における遺失物は、タクシー運転手によって警察に差し出されるものの、その後、TfL に移送されるという手続を踏むからである。

⑤報労金及び手数料

ロンドン・タクシー内以外で拾得された物件については、拾得者による差出義務が明確に定義されていないため、遺失者の任意による報労金の支払いはあり得るが、手数料及び報労金に関する規定は存在しない。

ロンドン・タクシー内で拾得された物件については、遺失者に規定の手数料を請求するが、その中に拾得者への報労金が含まれている⁵⁵。手数料は、硬貨、紙幣、金又は銀製品、宝石類、時計 (第1類) とその他の物件 (第2類) を区別した上で設定され、第1類の物件に対しては、第2類に属する物件に比して若干高い手数料が設定されている。例えば、50 ポンド (1 ポンド≒200 円) の価額を有する物件の手数料は、第1類が 7.39 ポンド、第2類が 6.60 ポンド、500 ポンドの価額を有する物件については、第1類が 31.50 ポンド、第2類が 28.21 ポンドである。なお、如何なる物件に対しても最低 0.8 ポンドの手数料が課され、550 ポンド以上の物件に対しては、1 ポンドにつき 0.1 ポンドずつ課金されていく仕組みとなっている。

TfL は、特例として、遺失者に携帯電話を返還する際の申告価額基準を 100 ポンドとして手数料を計算していることから、各区警察においても、TfL と歩調を合わせるため、携帯電話に対しては同様の手数料を徴収することとしている。すなわち、第2類に分類される携帯電話に対する手数料は、100 ポンドの物件に対して課される手数料と同額の 11.62 ポンドである。

⁵⁴ バーネット警察ホームページ (http://www.met.police.uk/barnet/calling_in.htm)。

⁵⁵ 1934 年ロンドン・タクシー令。

⑥売却・廃棄

各警察署において売却価値がないと判断された物件は廃棄処分となるため、競売の対象にはならない。具体的には、未開封の缶詰又は瓶詰以外の食料品、使用中の化粧品、消費期限を経過した消耗品、パスポートや免許証以外の個人的な書類等が挙げられる⁵⁶。

⑦動物の取扱い

警察では逸走した犬に係る届出を受け付けていない⁵⁷。遺失者は、警察ではなく、「バタシー・ドッグ・ホーム (Battersea Dogs and Cats Home)」⁵⁸、各区の動物保護課又は動物保護官に問い合わせる。

なお、拾われた犬が警察に届けられた場合、通常、12 時間に限って警察署において保護するが、その後、当該犬をバタシー・ドッグ・ホームに移送する⁵⁹。

警察の保護下におかれた犬の返還に係る費用

業務内容	料 金	備 考
犬の返還	25 ポンド	その他諸経費（医療費等） ただし、ドッグフード等、小額費用は免除

警察の保護下におかれた犬の移送先であるバタシー・ドッグ・ホームは、140 年以上の歴史を有する英国の代表的な動物愛護団体であり、個人及び団体からの寄付や英国王室の援助の下で犬猫の保護活動に取り組んでいる⁶⁰。

⁵⁶ Anne Bellamy (バーネット警察広報チームリーダー)。

⁵⁷ バーネット警察ホームページ (http://www.met.police.uk/barnet/calling_in.htm)。

⁵⁸ バタシー・ドッグ・ホームは、1883 年より猫の保護活動も行っている。近年になって、「バタシー・ドッグ・アンド・キャット・ホーム (Battersea Dogs and Cats Home)」に改名したが、一般的に、現在も「バタシー・ドッグ・ホーム」と呼称されている。

⁵⁹ バーネット警察ホームページ (http://www.met.police.uk/barnet/calling_in.htm)。

⁶⁰ バタシー・ドッグ・ホーム ホームページ (http://www.dogshome.org/index.html)。

(4) 米国

①概要

米国は、連邦制に基づく連邦及び州の二重主権システムを採用しており、連邦及び州ともに立法権限を有している。判例法主義に立脚する米国において、制定法は、米国全土に適用される連邦法と 50 州及びコロンビア特別区（ワシントン D.C.）が制定する州法及び特別区法のみである。各州は独自の州憲法を有し、刑事法や財産法等、とくに州内の活動に関わる分野については制定法を設けている。そのため、州によって法令の内容は異なる。

州法及び特別区法以外の遺失物取扱いに関する関連法規については、「明文化された規則は制定されておらず、各州及び特別区といった自治体レベルにおいて、ルールを作成するか否かの判断が行われている。実態としては、各警察レベルで運用マニュアルが整備され、ネガティブに運用されているというところであろう」⁶¹。

②ニューヨーク州

イ. 概要

オランダの植民地であったニューヨーク州は、米国各州の中でも大陸法の歴史を有する州として知られている。ニューヨーク州における遺失物の取扱いについては、「ニューヨーク州法（New York State Consolidated Laws）」第 7 条-B § 251 乃至 § 258 によって規定されている。

ロ. 拾得及び差出（ニューヨーク市内）

ニューヨーク州法第 7 条-B は、ニューヨーク市内における遺失物について、価額が 20 ドル以上の遺失物を拾得した、または遺失物又は拾得物であることを知りながら価額が 20 ドル以上の物件（証券・証書類はすべて）を入手した者は、拾得から 10 日以内に、当該物件を遺失者に返還するか、拾得がなされた市の警察署又は警察本部に物件を差し出すことを規定している⁶²。

「本規定に従うことを拒否する、又は故意に怠る者」は「100 ドル以下の罰金、6 ヶ月以下の懲役又は禁錮刑、又はその両方の刑」⁶³に処せられる可能性があり、本規定から、ニューヨーク州においては、拾得者による一定価額以上の拾得物の差出が法的に義務付けられていると見ることができる。

他方、10 ドル未満の物件については、拾得者が遺失者に返還するための適切な努力をしても返還できなかった場合は、当該物件の所有権は拾得から 1 年後に拾得者に帰属することとされており、10 ドル未満の物件については、警察への差出義務がな

⁶¹ ワシントン D.C. 首都警察広報課。

⁶² ニューヨーク州法第 7 条-B § 252.1 及び § 252.2。

⁶³ ニューヨーク州法第 7 条-B § 252.3。

いことが明確になっている⁶⁴。

ハ．施設における遺失物の取扱い（ニューヨーク市外、州立公園及び州立大学等）

拾得場所がニューヨーク市内でない場合については、物件の差出先が詳細に指定されている。州立公園やニューヨーク州立大学等、ニューヨーク州法第7条-Bによって指定された施設は、物件の保管、返還及び処分という一連の遺失物取扱い業務を担うこととされている⁶⁵。しかしながら、あくまでも差出先は「警察」となっており、結局のところ、ニューヨーク州における遺失物取扱い業務は、州警察以下、地方警察、州立公園警察署又は州立大学警察等が管轄するものである。

施設内拾得に関する規定

- ▶ 公的な建物、土地又は構内で拾得した場合：州政府ビルの警察
- ▶ 市外で拾得した場合：州警察の本署又は支署、郡町村の警察署又は警察本部（保安官事務所を含む）
- ▶ 州立公園、公園道路、レクリエーション施設、又は史跡を構成する建物、土地又は構内で拾得した場合：州立公園警察署
- ▶ ニューヨーク州立大学で拾得した場合：州立大学によって任命された警備担当官又は警察官

なお、公共交通機関における遺失物の取扱いについては、各交通機関の管轄となっており、警察は関与しない⁶⁶。

ニ．保管期間と所有権

ニューヨーク州の遺失物取扱いに関する特徴は、物件の価額に応じて保管期間が異なることにある。物件、又は物件の保管及び売却に係る費用を差し引いた売却代金は、警察が下記の期間にわたって保管する。物件の価額に応じて4種類の保管期間を設けている点は、日本も含め、今回の調査対象各国・州においても例を見ない特徴である。

遺失者が、関連した妥当な費用の全てを支払えば、物件は遺失者に引き渡されるが、保管期間の満了時点において、遺失者が当該物件に対する権利主張を行わない場合、拾得者が権利主張を行い、妥当な費用の全てを支払えば、物件に対する所有権は拾得者に移転する⁶⁷。

⁶⁴ ニューヨーク州法第7条-B § 257.2。

⁶⁵ ニューヨーク州法第7条-B § 252.1。

⁶⁶ Kevin P. Bruen（ニューヨーク州警察法律顧問補佐）。

⁶⁷ ニューヨーク州法第7条-B § 254 及び § 254.2。

物件及び売却代金の保管期間⁶⁸

- 100 ドル未満：3 ヶ月
- 100 ドル以上 500 ドル未満：6 ヶ月
- 500 ドル以上 5,000 ドル未満：1 年間
- 5,000 ドル以上：3 年間

ホ. 報労金及び手数料

ニューヨーク州法第 7 条-B においては、報労金及び手数料に関する規定は存在しない。

へ. 売却・廃棄

保管期間満了後 10 日経過時点において、権利主張のなされない物件は競売によって売却するが、減価償却済みのもの等、物件が残存価値しか有さない場合又は滅失・毀損のおそれのある場合には、保管期間中であっても「速やかに」物件を売却する⁶⁹。また、「処理費用、通知費用及び他の特別費用の総計が、競売による売却総額の半分以上を上回る物件」⁷⁰についても、競売によって売却する。なお、物件の売却代金は、保管場所が州警察の場合は州の遺棄物基金に、州警察以外の警察署の場合は市、郡、町又は村に寄託される。

ト. 動物の取扱い

動物は、ニューヨーク州法第 7 条-B が規定する「金銭、証券・証書類、商品、動産及び有体人的財産」には該当しない⁷¹。

⁶⁸ ニューヨーク州法第 7 条-B § 253.7。

⁶⁹ ニューヨーク州法第 7 条-B § 253.5(a)。

⁷⁰ ニューヨーク州法第 7 条-B § 253.5(c)。

⁷¹ ニューヨーク州法第 7 条-B § 251.1。

③カリフォルニア州

イ. 概要

スペイン統治の影響を受けたカリフォルニア州もまた、大陸法の歴史を有する州であり、州民法が制定されている。遺失物の取扱いに関する規定は、「カリフォルニア州民法（California Civil Code）」第 2080 乃至第 2080.10 条において定められている。

ロ. 拾得及び差出

カリフォルニア州民法は、拾得者の差出義務について、「価額が 100 ドル以上」の物件を拾得した者は「妥当な期間内に」当該物件を市警察又は郡保安官事務所に差し出さなければならないと規定している⁷²。市や郡の警察署又は保安官事務所は、遺失者を特定するための努力として、遺失者の身元が確認可能である場合、当該物件を「保管している事実及び財産の返還請求場所を同人に通知しなければならない」⁷³。

ハ. 保管期間と所有権

警察署又は保安官事務所が物件を保管する期間は 90 日であり、その間に遺失者が出頭し、自らの所有権を立証の上、「全ての妥当な手数料」を納付すれば、当該物件は遺失者に返還される⁷⁴。物件の申告価額が 250 ドル以上かつ 90 日以内に遺失者による権利主張が行われなかった場合、一般新聞に公告が 1 回以上掲載される⁷⁵。第 1 回目の公告掲載後、7 日以内に遺失者が当該物件に対する所有権を立証しなかった場合、妥当な手数料を支払った拾得者に物件の所有権が移転する。

他方、物件の価額が 250 ドル未満であった場合、90 日以内に、遺失者による権利主張が行われなかった場合は、公告は行われず、所有権は拾得者に移転する。このように、カリフォルニア州では、物件の価額に応じて、遺失物の所有権移転に関する手続の簡素化が図られている。

遺失物の保管、返還、売却及び廃棄については、市警察及び郡保安官事務所が定める規則に基づいて遂行されるが、遺失者及び拾得者双方から権利主張が行われなかった物件の保管期間については、いずれの規則においても、「未請求の物件を 3 ヶ月以上の期間にわたって保管」すること、及び 3 ヶ月以上の保管期間経過後、物件を競売によって売却すべきことが規定されていなければならない⁷⁶。

ニ. 施設における遺失物の取扱い

市警察及び郡保安官事務所以外の施設が取扱う遺失物の保管、返還、売却及び廃棄に関する業務一般については、公的機関、カリフォルニア大学及びカリフォルニア州

⁷² カリフォルニア州民法第 2080 条 1(a)。

⁷³ カリフォルニア州民法第 2080 条 1(b)。

⁷⁴ カリフォルニア州民法第 2080 条 2。

⁷⁵ カリフォルニア州民法第 2080 条 3(a)。

⁷⁶ カリフォルニア州民法第 2080 条 4。

立大学評議員会が定める規則によって遂行される⁷⁷。ただし、市警察及び郡保安官事務所同様、公的機関又は大学が定めるいずれの規則においても、

- a. 未請求の物件を3ヵ月以上の期間にわたって保管すべきこと
- b. 3ヶ月以上の保管期間を経てもなお未請求のままの物件については、競売にて最高額の入札者に売却すべきこと、郡内において発行される一般新聞に、売却に関する公告を予定された売却日時より5日以上前に1回掲載させることを定めなければならない⁷⁸。

このように、カリフォルニア州における遺失物取扱い業務の運用は、各警察のみならず、あらゆる公的機関及び大学等において、独自に実施されている。また、カリフォルニア州においては遺失物及び遺失物取扱い業務の一元的な管理は行われておらず⁷⁹、「犯罪に関係しているものは別として、遺失物の取扱いは警察にとって重要な業務ではない」⁸⁰というコメントにも示されるように、警察は遺失物取扱い業務に積極的に関与しているわけではない。

ホ. 報労金及び手数料

警察署又は保安官事務所は、物件の保管及び管理費用を支弁するための「妥当な手数料」を遺失者に請求することができる⁸¹。拾得者に対する報労金の規定は存在しない。

ヘ. 売却・廃棄

保管期間を経過しても、遺失者及び拾得者からの権利主張がなされない場合は、物件を自治体の購買保管機関に移管し、競売に付すが、移管された物件が公共の用に供するために必要と判断された場合には、当該物件を売却する必要はない⁸²。

また、妥当な努力を払ってもその遺失者が発見されないか、又は発見されても、手数料の請求に対してその納付を拒否し、以下のいずれかに該当する場合には、物件を売却することができる⁸³。

- a. 滅失・毀損のおそれのある場合
- b. 手数料が物件価額の3分の2に達する場合

⁷⁷ カリフォルニア州民法第2080条6、第2080条8及び第2080条9。

⁷⁸ 同上。

⁷⁹ カリフォルニア州警察は、1995年にカリフォルニア・ハイウェイ・パトロール (California Highway Patrol: CHP) に吸収された。CHPは、主に州内の公道等施設及びその周辺の治安維持・交通取締り任務に従事しているため、遺失物取扱い業務は各郡及び市の警察によって遂行されている。

⁸⁰ カリフォルニア州サクラメント郡警察広報課。

⁸¹ カリフォルニア州民法第2080条1(b)。

⁸² カリフォルニア州民法第2080条4。

⁸³ カリフォルニア州民法第2080条5。

ト．動物の取扱い

カリフォルニア州民法第 2080 条は、危害、放置、溺死の危険又は飢餓から救出された家畜（domestic animal）についても、遺失者（所有者）に返還されるべき「遺失物」と規定している⁸⁴。また、「生きた家畜を保有するに至った者は、人道的配慮をもって当該家畜を取り扱わなければならない」⁸⁵。

⁸⁴ カリフォルニア州民法第 2080 条。

⁸⁵ 同上。

④コロンビア特別区（ワシントン D.C.）

イ．概要

首都ワシントン D.C.では、「コロンビア特別区（ワシントン D.C.）法（District of Columbia Code）」 § 5-119.01 乃至 § 5-119.19 に、首都警察財物管理係が取り扱うべき「遺失者が不明で、過失、不注意又は手落ちにより偶然に、又は不本意ながら遺失者の手を離れた一切の個人的財産」に関する規定が存在する⁸⁶。

ロ．拾得及び差出

コロンビア特別区法は、拾得者による拾得物の差出を義務付けるものではなく、あくまでも、首都警察によって保管されるに至った物件全般の取扱いを規定するものである。なお、公道における遺失物及び拾得物等一般については、首都警察のトレーニングマニュアルとして、「一般命令（General Order） 601.1」が在るが、当該文書は、「公表には顧問弁護士の承認と内部の決裁手続が必要」⁸⁷とされる内規であり、内容も、拾得物が警察に差し出された場合における担当官の対処方法に限定されている。

ハ．保管期間と所有権

拾得者が差し出すことによって首都警察の保管下におかれた物件について、遺失者が判明している場合には、財物管理係は、投函日から 30 日以内に当該物件を引き取るよう書面で通知する。この通知内容に従わず、遺失者による権利主張が 90 日以上なされない場合に、第 1 回目の公告が行われ、さらに 45 日間、遺失者の権利主張期間が設けられる⁸⁸。この間に、遺失者による権利主張が行われない場合は、物件に対する権利は拾得者に移転する。遺失者及び拾得者いずれからも権利主張が行われなかった物件の所有権は特別区政府に移転し、特別区政府による公的な用途のために保持されるか、競売に付される⁸⁹。

ニ．施設における遺失物の取扱い

コロンビア特別区法は、施設における遺失物の取扱いに関する規定を設けていない。しかしながら、運用上、例えば、ワシントン首都交通局（Washington Metropolitan Area Transit Authority : WMATA）では、ホームページを活用して、独自の遺失物取扱い業務を遂行している。WMATA では、WMATA の保管下におかれるに至った遺失物の保管期間を「30 日」と設定し、遺失者自身によるオンライン検索システムの利用を奨励している。データベースに遺失者が入力した物件の情報と合致するものがあれば、WMATA の担当者が遺失者にその旨を連絡する。遺失者は、当該物件を引き取りに行

⁸⁶ コロンビア特別区法 § 5-119.01(b)(1)。

⁸⁷ ワシントン D.C. 首都警察広報課。

⁸⁸ コロンビア特別区法 § 5-119.10(a)。公告は、計 2 回（週 1 回、2 週連続）、コロンビア特別区内で流通している新聞に掲載されるが、遺失者の権利主張期間は第 1 回目の公告から 45 日以内と定められている。

⁸⁹ コロンビア特別区法 § 5-119.10(b)。

くか、又は WMATA に物件の郵送を依頼することができる。

WMATA における遺失物の取扱い⁹⁰

Our lost-and-found system allows you to notify us if you lose an item while riding Metro. Once you submit information on the item, a search is done of the items we have found. If there is a match, you will be contacted to confirm it is your item. Then the item can be picked up or shipped to you. You will only be contacted if a match is found for your item.

If you have already submitted a claim, you can [log in](#).

New claim
Start here by submitting information on lost item.
Note: Items are only held for thirty days.

Update existing claim
Change contact information or provide more details about a lost item.

Shipping information for found items
Supply shipping information for found items and track them.

If you need to contact our lost-and-found office, please e-mail us at osvc@wmata.com or use our [customer comment form](#). Metro Lost & Found is open Monday, Wednesday and Friday from 7 a.m. to 3:30 p.m. and from 9:30 a.m. to 6 p.m. on Tuesday and Thursday.

[Home](#) | [Contact Us](#) | [Feedback](#)

©1998-2002 Washington Metropolitan Area Transit Authority

オンライン検索システム

保管期間 = 30 日

ホ. 報労金及び手数料

コロンビア特別区法は、物件の保管、返還及び売却という一連の手続を定めたものであり、報労金に関する規定は存在しない。

コロンビア特別区長は、物件の保管に係る費用を設定するための規則を制定する権限を有する。区長は、物件が「保管される 1 日ごとになされる保管サービスの価値として合理的に推定される額の保管料金を定め、当該物件を遺失者又はその法的代理人に引き渡す前に未収になっている料金を徴収する」⁹¹。なお、「徴収代金は、コロンビア特別区の名義で財務省に寄託される」⁹²。

へ. 売却・廃棄

売却価値のない物件については、遺失者に対する通知の投函日から 30 日以内に遺失者から返還請求がない場合、廃棄処分となる⁹³。

また、保管料金が価額の 75%を上回る物件は保管期間中であっても競売によって売却され、同様に、権利の請求がなされない、滅失・毀損のおそれのある物件は直ち

⁹⁰ ワシントン首都圏交通局（WMATA）ホームページ（<http://www.wmata.com/>）。

⁹¹ コロンビア特別区法 § 5-119.09(d)(2)。

⁹² コロンビア特別区法 § 5-119.09(d)(3)。

⁹³ コロンビア特別区法 § 5-119.06(e)。

に売却される⁹⁴。

ト．動物の取扱い

コロンビア特別区法は、一般の遺失物に対して 90 日間の保管期間を設定しているが、20 日間にわたって権利の請求がなされないままの馬及びその他の動物については、10 日間の公示後、当該動物を売却することができる⁹⁵と規定している。

⁹⁴ コロンビア特別区法 § 5-119.09(d)(2)及び § 5-119.13。

⁹⁵ コロンビア特別区法 § 5-119.12。

(5) カナダ (ケベック州)

①概要

カナダにおいては、憲法が定める範囲内で連邦議会又は州・準州議会が制定する成文法のみならず、判例法主義の伝統に基づく不文法も存在する。旧宗主国フランスの影響を強く受けるケベック州は、フランス民法典の諸原則に基礎を置く大陸法制度を採用しており、1991年には、「低地カナダ民法典（旧ケベック州民法、Code civil du Bas-Canada）」（1866年制定）に代わる「ケベック州民法典（Code civil du Québec）」を制定した。ケベック州における遺失物の取扱いについては、「ケベック州民法典」第2款「遺失又は置き忘れられた動産」第939条乃至第946条に規定されている。

新民法の制定以前は、「遺失物が拾得された場合、警察が当該物件を1ヶ月間保管し、期間中に遺失者からの返還請求がなければ、拾得者に物件を引き渡す」⁹⁶ことが慣例とされていたが、新民法に遺失物に関する規定が盛り込まれたことによって、遺失物を巡る権利義務関係が明確となった。

遺失物取扱い業務の取扱主体は警察⁹⁷であるが、地方自治体等、公的機関もまた、遺失物を取り扱っている。

②拾得及び差出

遺失物又は置き忘れたものの拾得者は、「物件の拾得者は、遺失者を発見するよう努めるものとし、遺失者を発見した場合には物件を返還する」⁹⁸と規定されている。拾得者が拾得物を警察に差し出さなければならないという明文化された規定は存在しないが、拾得者は、まず、遺失者発見のための努力を行い、次に、警察官（agent de la paix）⁹⁹、地方自治体、又は物件の拾得が行われた場所の管理責任者に物件を拾得した事実を申告しなければならない¹⁰⁰。

物件又は物件の売却代金の所有権を時効によって取得するためには、この「申告」が行われていなければならないが、申告を怠りながらも、物件を所持している者は拾得物横領の罪に問われる可能性がある¹⁰¹。ただし、その遺失者が所有権を放棄したという証拠のある物件又は価額が僅少な物件については、拾得した時点で所有権が拾得者に帰属するため、警察に差し出す必要はない¹⁰²。申告を受けた警察は、遺失者からの問

⁹⁶ ケベック州警察。

⁹⁷ カナダにおいては、連邦政府機関である王立カナダ騎馬警察（カナダ連邦警察、Royal Canadian Mounted Police : RCMP）が一部の地域（ケベック州及びワタリ州）を除く8州内の警察業務にも従事しているが、ケベック州では独自の警察機関であるケベック州警察によって警察業務が遂行されている。

⁹⁸ ケベック州民法第940条。

⁹⁹ “agent de la paix”（peace officer（英））の定義は複数あり、警察及び軍の構成員、裁判所職員等、公的な職務を遂行し、法執行を行う権限を有する者一般を指すが、この場合は、警察官を指す（ケベック州警察）。

¹⁰⁰ Marc Béliveau（ケベック州政府在日事務所広報・プレス担当官）。

¹⁰¹ ケベック州警察。

¹⁰² 所有者なき動産の所有権は、最初に当該物を占有した者に帰属する（ケベック州民法第935条）。しかしながら、物件の価額を判断するための正確な基準は設けられていない（ケベック州警察）。

い合わせに備えて、物件に関する詳細な情報を記録し、当該物件の写真を保管しなければならない¹⁰³。

この申告に基づいて、拾得者は、拾得者自身で物件を保管するか、申告を行った相手に物件を差し出すかのいずれかを選択することができる。拾得者が当該物件を保管することを選択した場合、民法第 940 条の規定どおり、拾得者は、遺失者の発見に向けて努力することを求められる一方、「一時的保持者」として物件の「利用権」を獲得する¹⁰⁴。また、拾得者は、時効によって物件の所有権を取得するか、又は物件を売却するかを選択することが可能である。警察、地方自治体及び拾得が行われた場所の管理責任者のみならず、拾得者個人も、物件の保管及び売却を行うことが可能であるとする点は、我が国の規定と大きく異なる。

③保管期間と所有権

「遺失又は置き忘れられた動産で、第三者の手もとにあり又は公の場所に放置された物件の所有権は、遺失者に属する」が、同時に、拾得者による物件の所有権の「時効取得」が認められている¹⁰⁵。時効取得のために必要な期間について、ケベック州民法は、「動産の占有者は、所持開始から 3 年経過後に当該動産の所有権を取得することができる」と規定している¹⁰⁶。遺失物も動産の一部として捉えられるべきであるが、遺失物については、時効取得のための期間は 10 年間となる¹⁰⁷。

この期間は、拾得者が拾得の事実を申告した時点から起算する¹⁰⁸。また、遺失者は、期間満了を迎えるまでの間、当該物件に対する財産回復請求を申し立てることが可能である。

ただし、民法第 942 条の規定により、拾得者による拾得の事実の申告又は物件の差出から 60 日以内に遺失者の権利主張が行われなかった場合には、拾得物の保管者は、競売によって物件を売却することが可能である¹⁰⁹。これは、ケベック州民法の制定に際し、相当数の市民が拾得物を差し出すことを予測した上で、差出先の「市町村や警察署が遺失物で一杯にならないよう」¹¹⁰定められた条項であり、物件の売却は、当該物件が拾得された地方で発刊されている新聞に、「物件の内容、拾得場所及び売却の日時」に関する公告を掲載し、掲載日から 10 日経過後に行われる¹¹¹。競売において応札者が無い場合には、拾得者が随意の契約によって物件を売却し、その代金を慈善

¹⁰³ ケベック州警察。

¹⁰⁴ Marc Béliveau (ケベック州政府在日事務所広報・プレス担当官)。

¹⁰⁵ ケベック州民法第 939 条。

¹⁰⁶ ケベック州民法第 2919 条。

¹⁰⁷ ケベック州民法第 2917 条。

¹⁰⁸ ケベック州警察。

¹⁰⁹ ケベック州民法第 942 条。

¹¹⁰ ケベック州警察。

¹¹¹ 同上。

施設に寄付することができる¹¹²。

しかしながら、この時点で物件の所有権が拾得者に移転するのではなく、「動産の所有権はこれを占有することによって取得できないが、それを保持することにより時効取得でき、それに替わる代金も同様とする」¹¹³との規定により、所有権取得のためには、拾得者による10年間にわたる物件又は売却代金の保持が要求される。なお、物件売却後かつ時効成立までの10年間以内に、遺失者が権利主張を行った場合は、拾得者は、物件の売却代金を遺失者に返還しなければならない¹¹⁴。すなわち、物件を拾得した事実の申告から10年間は、拾得者はあくまでも「一時的保持者」であり、物件の「利用権」を得たに過ぎない。

④警察の義務

拾得物の差出を受けた警察の遺失者捜索方法に関する規定は存在しないが、警察の運用規程である「総合運用規程-06 (OPÉR. GÉN-06)」は、遺失者を特定するための何らかの調査が行われるべきであるとしている¹¹⁵。例えば、携帯電話のように識別可能な物件の場合、その識別内容を調査しなければならない。また、当該物件が盗難品として届けられていないかどうか、警察のデータベースも参照しなければならない。

⑤施設における遺失物の取扱い

公共交通機関及び大規模小売店等施設は、それらの大部分が公衆に開放された私有の場所と考えられるため、公共の場所とは異なり、当該施設の所有者が拾得物を管理することができる¹¹⁶。具体的には、拾得物の管理を引き受ける意思があることを示す張り紙を掲示するのが望ましいとされている。また、施設の所有者は、拾得物の管理を行うため、その被雇用者に対して指示を出すことになっている。

民法第941条の規定により、拾得者は、拾得物を拾得した場所の管理者に届け出ることが可能であるが、この場合、差出を受けた場所の管理者は、警察にその旨を通知する必要はない。すなわち、警察は、公共交通機関等の施設が各々実施している遺失物取扱い業務に関与していないということである。

⑥報労金及び手数料

報労金に関する規定は存在しない。

遺失又は置き忘れられた物件に関する手数料については、管理費用を支払うことが遺失者に求められる¹¹⁷。当該物件の保管者は、遺失者によって支払いが完了するまで

¹¹² ケベック州警察。

¹¹³ ケベック州民法第939条。

¹¹⁴ ケベック州警察。

¹¹⁵ 同上。

¹¹⁶ 同上。

¹¹⁷ ケベック州民法第946条。

物件を留置する権利を有する。また、物件がすでに処分されていた場合、遺失者は、残存している売却代金から管理費及び処分費を控除した金額に対してのみ、権利を行使することができる。

⑦売却・廃棄

滅失・毀損のおそれのある物件については、直ちに物件を廃棄することができる¹¹⁸。

また、ケベック州民法は、「国家又は地方自治体」の保管下におかれている物件について、以下の場合には、売却に関する通知を行ってから 10 日経過後に、物件を競売によって売却することができる¹¹⁹と定めている。

- a. 遺失者が返却を求める一方で、その返却を求めてから 60 日以内に、当該物件の管理に要した費用を償還することを怠る、又は拒絶している場合
- b. 複数の者が当該物件の所有権を有するとして返却を求めているものの、誰も明確な権原を証明することができず、又は、当局が与えた所定の期間内（60 日以内）に、それを証明する訴訟を提起しなかった場合
- c. 物件が裁判所の書記局に預託されているものであり、遺失者に当該物件を引き取りにくるよう通知したにもかかわらず、通知後 60 日以内に遺失者が出頭しない場合
- d. また、遺失者に対する通知が不可能であれば、判決が下された、又は訴訟が取り下げられてから 6 ヶ月以内に、遺失者が物件を引取るために出頭しなかった場合。

⑧動物の取扱い

法律上、家畜は動産として捉えられるが、遺失又は置き忘れられた動産に関する取扱いを規定するケベック州民法第 939 条乃至第 946 条においては、動物に関する記述は存在しない。

¹¹⁸ ケベック州民法第 942 条。

¹¹⁹ ケベック州民法第 943 条。